

国分寺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等支給決定基準新旧対照表

現行	改正（案）
<p>国分寺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等支給決定基準（令和4年4月版） 令和4年4月 国分寺市 福祉部 障害福祉課</p>	<p>国分寺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等支給決定基準（令和6年6月版） 令和6年6月 国分寺市 福祉部 障害福祉課</p>
<p><b>目次</b> はじめに～障害福祉サービス編Ⅰ支給申請前及びサービス等利用計画案作成にあたっての留意事項について（略） Ⅱ支給決定基準 P13 1 単位により支給量を算定する給付（サービス） p13 1：居宅介護 p13 2：重度訪問介護 <a href="#">p18</a> 3：行動援護 <a href="#">p19</a> 4：重度障害者等包括支援 <a href="#">p20</a> 2 具体的な量により支給量を算定する給付（サービス） <a href="#">p24</a> 1：同行援護 <a href="#">p24</a> 2：療養介護 <a href="#">p25</a> 3：生活介護 <a href="#">p25</a> 4：短期入所 <a href="#">p27</a> 5：施設入所支援 <a href="#">p29</a> 6：自立訓練（機能訓練） <a href="#">p30</a> 7：自立訓練（生活訓練） <a href="#">p31</a> 8：宿泊型自立訓練 <a href="#">p32</a> 9：就労移行支援 <a href="#">p33</a> 10：就労継続支援A型 <a href="#">p35</a> 11：就労継続支援B型 <a href="#">p36</a> 12：就労定着支援 <a href="#">p38</a> 13：自立生活援助 <a href="#">p39</a> 14：共同生活援助 <a href="#">p40</a> 15：地域移行支援 <a href="#">p44</a> 16：地域定着支援 <a href="#">p45</a> 3 計画相談支援 <a href="#">p46</a>  障害児通所支援編 <a href="#">P50</a> Ⅰ支給申請前及び障害児支援利用計画案作成にあたっての留意事項について <a href="#">p51</a> Ⅱ支給決定基準 <a href="#">p54</a> 1：児童発達支援 <a href="#">p54</a> <a href="#">2：医療型児童発達支援 p55</a> <a href="#">3：放課後等デイサービス p56</a> <a href="#">4：居宅訪問型児童発達支援 p57</a> <a href="#">5：保育所等訪問支援 p58</a> <a href="#">6：障害児相談支援 p59</a>  策定・改正等履歴 <a href="#">p86</a> 巻末資料No.1 障害者総合支援法の対象疾患（難病）一覧（令和3年11月1日現在） 巻末資料No.2-1 障害児支援区分に関する5領域 <a href="#">11</a>項目の児童用調査</p>	<p><b>目次</b> はじめに～障害福祉サービス編Ⅰ支給申請前及びサービス等利用計画案作成にあたっての留意事項について（略） Ⅱ支給決定基準 P13 1 単位により支給量を算定する給付（サービス） p13 1：居宅介護 p13 2：重度訪問介護 <a href="#">p17</a> 3：行動援護 <a href="#">p18</a> 4：重度障害者等包括支援 <a href="#">p19</a> 2 具体的な量により支給量を算定する給付（サービス） <a href="#">p23</a> 1：同行援護 <a href="#">p23</a> 2：療養介護 <a href="#">p23</a> 3：生活介護 <a href="#">p24</a> 4：短期入所 <a href="#">p26</a> 5：施設入所支援 <a href="#">p28</a> 6：自立訓練（機能訓練） <a href="#">p29</a> 7：自立訓練（生活訓練） <a href="#">p30</a> 8：宿泊型自立訓練 <a href="#">p31</a> 9：就労移行支援 <a href="#">p32</a> 10：就労継続支援A型 <a href="#">p33</a> 11：就労継続支援B型 <a href="#">p35</a> 12：就労定着支援 <a href="#">p37</a> 13：自立生活援助 <a href="#">p38</a> 14：共同生活援助 <a href="#">p39</a> 15：地域移行支援 <a href="#">p43</a> 16：地域定着支援 <a href="#">p44</a> 3 計画相談支援 <a href="#">p45</a>  障害児通所支援編 <a href="#">P49</a> Ⅰ支給申請前及び障害児支援利用計画案作成にあたっての留意事項について <a href="#">p50</a> Ⅱ支給決定基準 <a href="#">p53</a> 1：児童発達支援 <a href="#">p53</a> <a href="#">2：放課後等デイサービス p54</a> <a href="#">3：居宅訪問型児童発達支援 p55</a> <a href="#">4：保育所等訪問支援 p56</a> <a href="#">5：障害児相談支援 p57</a>  策定・改正等履歴 <a href="#">p83</a> 巻末資料No.1 障害者総合支援法の対象疾患（難病）一覧（令和6年4月1日現在） 巻末資料No.2-1 障害児支援区分に関する5領域 <a href="#">20</a>項目の児童用調査</p>

現行	改正（案）
<p>票            巻末資料No.2－2～巻末資料8（略）  <u>巻末資料No.9 放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標</u></p> <p><b>はじめに</b></p> <p>1（略）            2 サービス等支給基準が対象とするサービス  <b>【障害福祉サービス】</b>（略）  <b>【障害児通所支援】</b></p> <p>児童福祉法の基づく障害児通所支援</p> <p>①児童発達支援、②医療型児童発達支援、③放課後等デイサービス、④居宅訪問型児童発達支援、⑤保育所等訪問支援</p> <p>3～4（略）</p> <p><b>障害福祉サービス編</b></p> <p><b>I 支給申請前及びサービス等利用計画案作成にあたっての留意事項</b>  <b>について</b>（略）</p> <p><b>II 支給決定基準</b></p> <p>1 単位により支給量を算定する給付（サービス）</p> <p><b>1 居宅介護</b>（略）</p> <p><b>2 重度訪問介護</b>            (1)（略）            (2) 対象者            障害支援区分が区分4以上（病院等に入院又は入所している障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は<u>        </u>区分6以上）であって、下記の（A）又は（B）のいずれかに該当する者            （A）～（B）（略）            （3）～（4）（略）</p>	<p>票            巻末資料No.2－2～巻末資料8（略）</p> <p><b>はじめに</b></p> <p>1（略）            2 サービス等支給基準が対象とするサービス  <b>【障害福祉サービス】</b>（略）  <b>【障害児通所支援】</b></p> <p>児童福祉法の基づく障害児通所支援</p> <p>①児童発達支援、<u>        </u>②放課後等デイサービス、③居宅訪問型児童発達支援、④保育所等訪問支援</p> <p>3～4（略）</p> <p><b>障害福祉サービス編</b></p> <p><b>I 支給申請前及びサービス等利用計画案作成にあたっての留意事項</b>  <b>について</b>（略）</p> <p><b>II 支給決定基準</b></p> <p>1 単位により支給量を算定する給付（サービス）</p> <p><b>1 居宅介護</b>（略）</p> <p><b>2 重度訪問介護</b>            (1)（略）            (2) 対象者            障害支援区分が区分4以上（病院等に入院又は入所している障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合<u>においても</u>区分4以上）であって、下記の（A）又は（B）のいずれかに該当する者            （A）～（B）（略）            （3）～（4）（略）</p>

現行									改正（案）										
<p>3 行動援護～4 重度障害者等包括支援（略）</p> <p>単位により支給算定を行うサービスの支給基準構造 〔非定型基準〕～〔原則基準〕（略）</p> <p>支給基準単位数表</p>									<p>3 行動援護～4 重度障害者等包括支援（略）</p> <p>単位により支給算定を行うサービスの支給基準構造 〔非定型基準〕～〔原則基準〕（略）</p> <p>支給基準単位数表</p>										
支給基準単位数（単位）	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	介護保険利用対象者	児童	支給基準単位数（単位）	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	介護保険利用対象者	児童		
居宅介護	<u>3,040</u>	<u>3,930</u>	<u>5,770</u>	<u>10,850</u>	<u>17,380</u>	<u>※25,000</u>		<u>9,750</u>	居宅介護	<u>3,100</u>	<u>4,010</u>	<u>5,890</u>	<u>11,070</u>	<u>17,730</u>	<u>25,500</u>	<u>区分5 1,100</u> <u>区分6 1,810</u>	<u>9,950</u>		
重度訪問介護				<u>28,430</u>	<u>35,630</u>	<u>※50,800</u>	<u>※17,340</u>		重度訪問介護				<u>28,940</u>	<u>36,270</u>	<u>62,050</u>	<u>分4 14,620</u> <u>分5 15,290</u> <u>分6 22,910</u>			
行動援護			<u>15,310</u>	<u>20,630</u>	<u>27,440</u>	<u>※35,660</u>		<u>19,480</u>	行動援護			<u>15,680</u>	<u>21,130</u>	<u>28,100</u>	<u>36,520</u>		<u>19,950</u>		
重度障害者等包括支援						<u>94,770</u>	<u>66,540</u>		重度障害者等包括支援						<u>96,480</u>	<u>67,680</u>			
※居宅介護・重度訪問介護または行動援護を利用する者のうち、重度障害者等包括支援の対象者（重度障害者等包括支援は利用していない）							<u>72,780</u>	<u>44,550</u>	居宅介護・重度訪問介護または行動援護を利用する者のうち、重度障害者等包括支援の対象者（重度障害者等包括支援は利用していない）							<u>74,310</u>	<u>45,510</u>		
2 具体的な量により支給量を算定する給付（サービス）									2 具体的な量により支給量を算定する給付（サービス）										
1 同行援護～5 施設入所支援（略）									1 同行援護～5 施設入所支援（略）										
6 自立訓練（機能訓練） （1）～（2）（略）									6 自立訓練（機能訓練） （1）～（2）（略）										

現行	改正（案）
<p>(3) 支給期間及び標準利用期間  (ア) 支給期間：支給決定の有効期間の開始日から1ヶ月以上1年以内  (イ) 標準利用期間：標準利用期間は1年6か月間  (頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年間)</p> <p>※標準利用期間の範囲内であれば支給期間の更新が可能で、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合 <u>については</u>、審査会での意見聴取を経て、支給期間更新の必要性が認められた場合に限り、最長1年間の更新を可能なものとする。 _____  _____  _____  _____</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>(3) 支給期間及び標準利用期間  (ア) 支給期間：支給決定の有効期間の開始日から1ヶ月以上1年以内  (イ) 標準利用期間：標準利用期間は1年6か月間  (頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年間)</p> <p>※標準利用期間の範囲内であれば支給期間の更新が可能で、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合 _____、審査会での意見聴取を経て、支給期間更新の必要性が認められた場合に限り、最長1年間の更新を可能なものとする。 <u>さらに、複数の障害を有する障害者が、それぞれの障害特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果改善が具体的に見込まれる場合であって、かつ、審査会の個別審査を経て必要性が認められた場合には、当該最長1年間の更新に加え、さらに最長1年間（1回）の更新を可能とする。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p>
<p><b>7 自立訓練（生活訓練）</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 支給期間及び標準利用期間  (ア) 支給期間：支給決定の有効期間の開始日から1ヶ月以上1年以内  (イ) 標準利用期間：標準利用期間は2年間  長期入院又は入所していた者若しくはこれに類する事由のある障害者については3年間</p> <p>※「これに類する事由」とは、長期入院や長期入所に加え、長期間のひきこもりにより社会経験の乏しいと認められる場合や発達障害の場合など、標準利用期間の2年間では十分な訓練の効果が認められない場合を言う。</p> <p>※標準利用期間の範囲内であれば支給期間の更新が可能で、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合 <u>については</u>、審査会での意見聴取を経て、必要性が認められた場合に限り、最長1年間の更新が可能である。 _____  _____</p>	<p><b>7 自立訓練（生活訓練）</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 支給期間及び標準利用期間  (ア) 支給期間：支給決定の有効期間の開始日から1ヶ月以上1年以内  (イ) 標準利用期間：標準利用期間は2年間  長期入院又は入所していた者若しくはこれに類する事由のある障害者については3年間</p> <p>※「これに類する事由」とは、長期入院や長期入所に加え、長期間のひきこもりにより社会経験の乏しいと認められる場合や発達障害の場合など、標準利用期間の2年間では十分な訓練の効果が認められない場合を言う。</p> <p>※標準利用期間の範囲内であれば支給期間の更新が可能で、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合 _____、審査会での意見聴取を経て、必要性が認められた場合に限り、最長1年間の更新が可能である。 <u>さらに、複数の障害を有する障害者が、それぞれの障害特性に応じた異なるプログラムによる支援を受け</u></p>

現行	改正（案）
<hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>ることによる効果改善が具体的に見込まれる場合であって、かつ、審査会の個別審査を経て必要性が認められた場合には、当該最長1年間の更新に加え、さらに最長1年間（1回）の更新を可能とする。</u></p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>8 宿泊型自立訓練 (略)</p>	<p>8 宿泊型自立訓練 (略)</p>
<p>9 就労移行支援</p>	<p>9 就労移行支援</p>
<p>(1) サービスの内容（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項）</p> <p>65歳未満の障害者<u>又は</u>65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。</p> <p>(2) 支給対象者 就労を希望する者のうち、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) 支給期間及び標準利用期間</p>	<p>(1) サービスの内容（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項）</p> <p>65歳未満の障害者<u>若しくは</u>65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの<u>又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの</u>につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。</p> <p>(2) 支給対象者 就労を希望する者のうち、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの</u></p> <p>(3) 支給期間及び標準利用期間</p>

現行	改正（案）
<p>(ア) 支給期間 支給決定の有効期間の開始日から 1 ヶ月以上 1 年以内 (養成施設型は 3 年以内又は 5 年以内)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(ア) 支給期間 支給決定の有効期間の開始日から 1 ヶ月以上 1 年以内 (養成施設型は 3 年以内又は 5 年以内)</p> <p><u>※通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に必要な知識及び能力の向上のための一時的に必要とするものとして、引き続き利用する場合には、標準利用期間を通算しない。</u></p> <p><u>※通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための一時的に必要とするものとして利用する場合は「3 か月間から 6 か月間以内」とする。</u></p> <p><u>※通常の事業所に雇用された後に休職からの復職の際に必要な知識及び能力の向上のための一時的に必要とするものとして利用する場合は「企業が定める休職期間の終了までの期間（最大 2 年間）」とする。</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(4) (略)</p>
<p><b>10 就労継続支援 A 型</b></p> <p>(1) サービスの内容（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 14 項） 通常の仕事所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者 _____ _____につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p>(2) 支給対象者 企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 才未満の者 <u>又は</u> 65 歳以上の者（65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービス _____ を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65 歳に達する前日において就労</p>	<p><b>10 就労継続支援 A 型</b></p> <p>(1) サービスの内容（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 14 項） 通常の仕事所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者 <u>又は通常の仕事所に雇用されている者であって、通常の仕事所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの</u>につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p>(2) 支給対象者 企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 才未満の者 <u>若しくは</u> 65 歳以上の者（65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービス <u>に係る支給決定</u>を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65 歳に達する前日において就労</p>

現行	改正（案）
<p>継続支援A型に係る支給決定を受けていた障害者に限る。） _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>【対象者の例】 ①～③（略）</p> <p>【特例の考え方】～■要件（略）</p> <p>(3) 支給期間 支給決定の有効期間の開始日から1ヶ月以上3年以内</p> <p>(4)（略）</p>	<p>継続支援A型に係る支給決定を受けていた者 _____に限る。） <u>又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの</u></p> <p>【対象者の例】 ①～③（略） <u>④通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者</u></p> <p>【特例の考え方】～■要件（略）</p> <p>(3) 支給期間 支給決定の有効期間の開始日から1ヶ月以上3年以内 <u>※通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための一時的に必要とするものとして利用する場合は6か月以内</u></p> <p>(4)（略）</p>
<p><b>11 就労継続支援B型</b></p> <p>(1) サービスの内容（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項）</p> <p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p>	<p><b>11 就労継続支援B型</b></p> <p>(1) サービスの内容（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項）</p> <p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者 <u>又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの</u>につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p>

現行	改正（案）
<p>(2) 支給対象者 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者</p> <hr/> <p>【対象者の例】 ①～④（略）</p> <p>※（略）</p> <p>(3) 支給期間 支給決定の有効期間の開始日から1ヶ月以上1年以内（ただし、支給決定時に50歳未満の者に限る。それ以外の者については3年以内）</p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p><b>12 就労定着支援</b> (1)（略）</p> <p>(2) 支給対象者 就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月</p> <hr/>	<p>(2) 支給対象者 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者 <u>又は通常の事業所に雇用されているものであって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの</u></p> <p>【対象者の例】 ①～④（略） <u>⑤通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの</u></p> <p>※（略）</p> <p>(3) 支給期間 支給決定の有効期間の開始日から1ヶ月以上1年以内（ただし、支給決定時に50歳未満の者に限る。それ以外の者については3年以内） <u>※通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための一時的に必要とするものとして利用する場合は6か月以内</u></p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p><b>12 就労定着支援</b> (1)（略）</p> <p>(2) 支給対象者 就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月 <u>(通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6月、休職からの復職の際に就</u></p>



現行	改正（案）
<p>を 経過した障害者（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者も含む。）</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><b>13 自立生活援助</b> (1) (略)</p> <p>(2) 支給対象者 障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、<u>当該家族等が障害や疾病等のため</u> <u>居宅における自立した日常生活を営む上での各</u> <u>般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、上記(1)</u> <u>の支援を要する者</u></p> <p>【対象者の例】 ①～⑦ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><b>14 共同生活援助</b> (1) サービスの内容（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項） 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ<u>又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。</u></p>	<p><u>労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、復職した日から起算して6月）</u>を経過した障害者</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><b>13 自立生活援助</b> (1) (略)</p> <p>(2) 支給対象者 <u>居宅において単身であるため、又は</u><u>その家族と同居している場合</u> <u>であっても</u><u>家族等の障害・疾病等</u><u>や当該障害者の生活環境の大きな</u> <u>変化その他の事情により、</u><u>居宅における自立した日常生活を営む上での各</u> <u>般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、上記(1)</u> <u>の支援を要する者</u></p> <p>【対象者の例】 ①～⑦ (略) <u>⑧同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><b>14 共同生活援助</b> (1) サービスの内容（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項） 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ <u>若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立し</u></p>

現行	改正（案）
<p>（2）（略）</p> <p>（3）支給期間及び原則利用期間 （ア）支給期間 支給決定の有効期間の開始日から1ヶ月以上3年以内（ただし、体験利用を行う場合は1年以内、地域移行支援型ホームは2年以内とする。）</p> <p>（イ）（略）</p> <p>（4）～（6）（略）</p> <p>15 地域移行支援（略）</p> <p>16 地域定着支援（略）</p> <p>（1）サービスの内容（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第21項） 居宅において<u>単身等で生活する</u></p> <p>障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。</p> <p>（2）対象者 ①～②（略）</p> <p><u>なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族と</u></p>	<p><u>た日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行うことをいう。</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）支給期間及び原則利用期間 （ア）支給期間 支給決定の有効期間の開始日から1ヶ月以上3年以内（ただし、体験利用を行う場合は1年以内、地域移行支援型ホームは2年以内、<u>退去後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費を受ける者については3か月以内</u>とする。）</p> <p>（イ）（略）</p> <p>（4）～（6）（略）</p> <p>15 地域移行支援（略）</p> <p>16 地域定着支援（略）</p> <p>（1）サービスの内容（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第21項） 居宅において<u>単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある</u>障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。</p> <p>（2）対象者 ①～②（略） <u>③居宅において家族と同居している障害者で、同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者</u></p>

現行	改正（案）
<p><u>の同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。</u></p> <p>※共同生活援助 _____、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。</p> <p>※上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>3 計画相談支援</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>※継続サービス利用支援（モニタリング）について (略)</p> <p><u>モニタリング期間を決定する際特に留意すべき事項</u></p> <p>(略)</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ _____生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者</li> <li>・ 利用する指定障害福祉サービス事業者<u>者</u>の頻繁な変更やそのおそれのある者</li> <li>・ その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者</li> <li>・ 障害福祉サービス _____等と医療機関等との連携が必要な者</li> <li>・ 複数の障害福祉サービス _____等を利用している者</li> <li>・ 家族や地域住民等との関係が不安定な者</li> </ul>	<p>※共同生活援助 <u>(退居後(外部サービス利用型)共同生活援助サービス費の支給決定を受けている者を除く。)</u>、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。</p> <p>※上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>3 計画相談支援</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>※継続サービス利用支援（モニタリング）について (略)</p> <p><u>モニタリング期間を決定する際特に留意すべき事項</u></p> <p>(略)</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>心身の状況</u>や生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者</li> <li>・ 利用する指定障害福祉サービス事業<u>所等</u>の頻繁な変更やそのおそれのある者</li> <li>・ その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者</li> <li>・ 障害福祉サービス <u>事業者</u>等と医療機関等との連携が必要な者</li> <li>・ 複数の障害福祉サービス <u>事業所</u>等を利用している者</li> <li>・ 家族や地域住民等との関係が不安定な者</li> <li>・ <u>進行性の障害の状態にあり、病状等の急速な変化が見込まれる者</u></li> <li>・ <u>学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある児</u></li> <li>・ <u>就学前の児童の状態や支援方法に関して、保護者の不安の軽減・解消を図る必要のある児</u></li> <li>・ <u>進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な児</u></li> <li>・ <u>重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者</u></li> </ul>



現行	改正（案）
<p>療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児</p> <p>【対象者の例】</p> <p>①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童</p> <p>②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><b>2 医療型児童発達支援</b></p> <p><b>3 放課後等デイサービス</b></p> <p>(1) 支援の内容（児童福祉法第6条の2の2第4項） 生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。</p> <p>(2) 支給対象者 学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 支給決定にあたっての留意事項 <u>支給決定にあたっては、報酬に関する「放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標」の該当の有無を確認すること。（巻末資料No.9を参照。）</u></p> <p><b>4 居宅訪問型児童発達支援</b></p>	<p>療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児</p> <p>【対象者の例】</p> <p>①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童</p> <p>②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な支援を受ける必要があると認められた児童 <u>治療については、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><b>2 放課後等デイサービス</b></p> <p>(1) 支援の内容（児童福祉法第6条の2の2第4項） 生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。</p> <p>(2) 支給対象者 学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）<u>又は専修学校等（専修学校及び各種学校をいう。）</u>に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><b>3 居宅訪問型児童発達支援</b></p>

